

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年11月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第38号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第34条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(証券の要件)」を付し、同条第1項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条の次に次の1条を加える。

第34条の2 令第156条第1項第1号に規定する市長が定める区域は、全国の区域とする。

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。

(会計室)